●「研究発表資格の見直し」に伴う、講演会実施の主な流れ(企画に際し)

講演会ホームページの開設

支部・部門が研究発表講演会(以下「講演会」)を実施するに際し、予め企画者は講演会のホームページを開設し、研究発表講演(以下「講演」)を募集する際には発表資格を明記する. 講演希望者で本会の会員資格を有しない方に対しては、**講演申込締切日までに**入会することが研究発表の要件であることを本ホームページに明記すると共に、本会の入会申込ページへリンクを行い、入会を促す.

ただし、以下に該当する場合は、本会の会員でなくとも講演が可能であるため、該当する場合はホームページでアナウンスを行う.

- ・本会と協力協定を締結している国外団体の会員. (海外協力協定団体一覧)
- ・国際会議・国際シンポジウムの講演者.
- ・共催団体との取り決めがある講演会(本会持ち回りで幹事を行う講演会)の講演者.(該当する講演会の場合のみ)
- ・協賛・後援団体との相互性(研究発表に関し本会会員が協賛・後援団体において同等の扱いを受ける)が確認できる場合の講演会における協賛・後援団体会員.(協賛・後援団体の扱いについては、事務局までご確認ください)
- ・講演会における企画の責任者が、オーガナイズドセッション等において認めた講演者. (ただし、博士前期課程までの学生はこの対象としない.)

講演申込の開始

企画者は講演申込フォームを用意し、講演希望者には必ず「氏名」「会員資格」「会員番号」「所属」を入力いただく. 共催・協賛団体の会員にも必ず所属団体名と会員番号を記載いただく.

講演原稿受付の開始

企画者は講演の採否を決定し、プログラム編成を行う.

原稿提出締切日までには、全ての講演者が入会手続きを終えた状態にする.

講演原稿提出締切

★講演会開催

★本会の入会手続きは、毎月 20 日 (休日・祝日の場合は直前の平日) が締め切りとなります. なお、入会手続きは、①Web 入会申し込みまたは郵送による申込書、②入会金・会費の着金 (または郵送による自動引落申込書) の2点の確認をもちまして入会手続きが完了となります. どちらかが 20 日までに確認出来ない場合は、該当月の入会にはなりませんのでご注意ください.

入会申し込みの流れに関しましては下記をご覧ください.

https://www.jsme.or.jp/member/register-application/individual-member/